

徳島県小学生バレーボール連盟規約

第1章 名 称

第1条 本連盟は、徳島県小学生バレーボール連盟と称する。

第2章 目 的

第2条 本連盟は、徳島県内における小学生バレーボール団体を統轄し、小学生バレー
ボールの普及発展を図り、もって小学生の心身の健全な発達に寄与し、その育成
に努めることを目的とする。

第3章 事 業

第3条 本連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 小学生バレーボール競技大会の開催
2. 小学生を対象とするバレーボール教室の開催
3. 小学生バレーボールに関する指導者の育成と指導者講習会・研修会の開催
4. 小学生バレーボールに関する競技規則および施設用具の調査研究
5. その他、本連盟の目的を達成するために必要な事業

第4章 組 織

第4条 本連盟は、前条の目的に賛同する徳島県内の小学生バレーボールチーム及び個人をもって組織する。

第5章 役 員

第5条 本連盟には、次の役員を置く。

- | | | | | |
|-----|----|------|-----|-------------------|
| 会長 | 1名 | 副会長 | 若干名 | 評議員 |
| 理事長 | 1名 | 副理事長 | 若干名 | 常務理事 |
| 理事 | | 監事 | 2名 | 他に顧問、参与を置くことができる。 |

第6条 役員の任期はすべて2年とし、留任は妨げない。

第7条 会長及び副会長は、評議員会において選出する。

第8条 会長は本連盟の業務を統括し、連盟を代表する。

第9条 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、その職務を代行する。

第10条 顧問、参与は評議員会において推挙し、会長がこれを委嘱する。

第11条 理事長、副理事長は常務理事会において選出し、会長がこれを委嘱する。

第12条 理事長は会務を掌理し、常務理事会・理事会の決するところに従い、会務を執行する。

第13条 副理事長は、理事長に事故のあるとき、その職務を代行する。

第14条 常務理事は、理事の互選によって選ばれた正副委員長とし、会長がこれを委嘱する。

第15条 常務理事会は、会長・副会長及び常務理事をもって組織し事務を処理執行する。

第16条 理事は評議員会において選出し、会長がこれを委嘱する。本部理事は、各委員会の委員長が推薦し、常務理事会において承認する。各部とも3名を上限とし、任期中の交替を認める。

第17条 監事は評議員会において推挙し、会長がこれを委嘱する。

第18条 監事は会計を監査する。

第19条 評議員は本連盟に加盟する団体より1名および個人から選出する。

第6章 会 議

第20条 評議員会は、毎年1回会長が召集して議長となり、予算、決算、役員の選出、規約の改正、およびその他重要事項を協議決定する。

第21 理事会は、会長・副会長および理事をもって組織し、評議員会の決定するところに基づき、一般会務を執行する。

第22条 常務理事会は、理事長が召集してその議長となる。

第23条 すべての役員会における議事は、出席役員の過半数の議決をもって定める。

第7章 委 員 会

第24条 本会には、理事会の定めるところにより必要な委員会を設けることができる。

第25条 委員会に関する規定は、理事会において別にこれを定める。

第8章 経 理

第26条 本連盟の経費は、登録料・競技参加料及び補助金・その他の収入をもってあてる。

第27条 本連盟の会計年度は、毎年3月1日に始まり、2月末日に終わる。

第9章 雜 則

第28条 本連盟は徳島県バレーボール協会ならびに日本小学生バレーボール連盟の加盟団体とする。

第29条 本連盟の規約は昭和54年6月30日より施行する。

昭和58年4月10日 一部改訂

昭和59年3月20日 一部改訂

平成19年3月18日 一部改訂

平成23年3月20日 一部改訂